

④ 浄化槽は維持管理と法定検査が必要です

問 市下水道課(内線71131) 市資源循環課(内線128)

(公社)茨城県水質保全協会 Tel 029-291-4000 県環境対策課 Tel 029-301-2966

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるために、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と検査が法律で義務付けられています。

豊かな自然を保全し、快適で住みよい環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理と法定検査を行うよう、皆さんのご協力をお願いします。

区分	実施頻度	内容	申し込み
保守点検	20人槽以下の家庭用 浄化槽の場合、 3～4か月に1回	浄化槽内の機器、送風機や タイマーなどの点検・調整、 消毒剤の点検・補充	県に登録している 保守点検業者
清掃	年に1回以上 (全ばっ気方式は 6か月に1回以上)	浄化槽内に溜まった 汚泥などの抜き取り	市の許可を 受けた清掃業者
法定検査	浄化槽を使い始めてから 4～9か月以内に1回 (その後は年1回)	保守点検・清掃がきちんと 行われ、きれいな水が 放流されているかを検査	(公社)茨城県 水質保全協会

※法定検査を受けていない方には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された茨城県水質保全監視員が受検指導に伺う場合があります。

一括契約システム

保守点検・清掃・法定検査を一括して契約できます。契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

⑤ 鳥獣被害防止施設の設置を検討されている方はご相談ください

問・申 農政課(内線543)

昨今のイノシシなどによる農作物の被害状況に鑑み、鳥獣被害防止施設(電気柵や防護柵など)を地域ぐるみで設置予定の農業者組織を対象に、購入費用の補助および緩衝帯整備(農地と山林の間の草刈りなど)に対する補助を予定しています。令和10年度に設置を検討されている方はご相談ください。

対象要件 ・受益農家が3戸以上であること
・年間の活動日における出納簿および活動内容を作成し報告すること
・設置による費用対効果が見込めること など

対象費用 電気柵、防護柵などの購入費用

補助額 10/10以内(上限単価あり。審査により満額補助とならない場合や、補助対象とならない場合があります)

必要書類 施設設置費用の見積書、設置場所の図面

申込方法 窓口で直接お申し込みください。

**いざという時、地域との強い「絆」が役に立つ「行政区」
に加入しましょう。**